型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A10－10	ＹＳ－11ハイブリッド ＹＳ11Ｅ－03	有限会社バイク技術研究所 東京都八王子市大塚289－35
交　A10－11	電動アシスト自転車　epovelo M－10000	大洋技研工業株式会社 愛知県半田市州の崎町２－108
交　A10－12	ラブＳＮＡ24 ＦＺ89Ｂ	スズキ株式会社 静岡県浜松市南区高塚町300番地
交　A10－13	ラブＳＮＡ26 ＦＺ89Ａ	スズキ株式会社 静岡県浜松市南区高塚町300番地
交　A10－14	ＮＤＲ632 ＥＮＤＲ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13

○国家公安委員会告示第十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十二年四月十四日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月三十日

国家公安委員会委員長　中井　洽

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K10－14	らいふ・ウォーカー ＸＫＷ０	ヤマハモーターエンジニアリング株式会社 静岡県磐田市西貝塚3622－８
交　K10－15	電動四輪車 ＳＰＸ－4300Ｎ	福伸電機株式会社 兵庫県神崎郡福崎町福田447－１
交　K10－16	電動四輪車 ＳＰＸ－4500	福伸電機株式会社 兵庫県神崎郡福崎町福田447－１
交　K10－17	電動四輪車 ＳＶ－Ｆ１	福伸電機株式会社 兵庫県神崎郡福崎町福田447－１

○金融庁告示第五十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年五月一日から適用する。

平成二十二年四月三十日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条第三十四号を次のように改める。

三十四　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社

第一条第三十七号を次のように改める。

三十七　モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社

○金融庁告示第五十三号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十二年四月三十日

金融庁長官　三國谷勝範

金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

1　この告示は、平成二十二年五月一日から適用する。

2　この告示は、平成二十二年七月三十一日限り、その効力を失う。

○金融庁告示第五十四号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。

平成二十二年四月三十日

金融庁長官　三國谷勝範

金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一　上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）

二　店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）

附　則

1　この告示は、平成二十二年五月一日から適用する。

2　この告示は、平成二十二年七月三十一日限り、その効力を失う。

○金融庁・法務省告示第二号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵省・司法省令第一号）第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年四月大蔵省・司法省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年五月一日から適用する。

平成二十二年四月三十日

金融庁長官　三國谷勝範

法務大臣　千葉　景子

「株式会社泉州銀行　堺市向陵西町一丁目	株式会社泉州銀行事務集中部　を　「株式会社池田泉州銀行　堺市堺区向
二中　株式会社池田銀行　大阪市北区茶屋町	株式会社池田銀行本店　」
陵西町一丁目	「株式会社関東つくば銀行　土浦市中央二丁目
田泉州銀行事務統括部」　に、	株式会社関東つくば銀行本店」　を「株式会
社筑波銀行　つくば市竹園一丁目	株式会社筑波銀行証券国際部」　に改め、「株式会社茨城銀行　水戸市南町一丁目
を削り、四中「株式会社泉州銀行　堺市向陵西町一丁目	株式会社泉州銀行事務集中部」　を削り、株式会社りそな銀行の項
「株式会社池田泉州銀行　堺市堺区向陵西町一丁目	株式会社池田泉州銀行事務統括部　を加える。
の次に	つくば市竹園一丁目
株式会社筑波銀行	株式会社筑波銀行証券国際部　」